

## 成年後見制度の概要

堂本 隆 相談部 東京相談室

最高裁判所事務総局家庭局が毎年発行している「成年後見関係事件の概況」の平成28年1月～12月版（以下、「平成28年版概況」）（注1）によると、昨年の後見開始、保佐開始、補助開始などの成年後見関係事件は34,249件、平成28年12月末日時点の成年後見制度利用者数は203,551人と報告されています。また、日常的に必要な金銭は後見人が管理し、本人である被後見人が通常使用しない金銭は信託銀行に信託しておき、その払い出しは家庭裁判所の指示で行うこととして本人の財産を安全かつ確実に保護する後見制度支援信託（注2）が平成24年に導入され、積極的に活用されています（注3）。今回は、成年後見制度について、平成28年版概況の中の報告数値から運用状況を紹介しますとともに、同制度の概要を解説します。

注1：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成28年1月～12月－」

[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/20170324koukengaikyoku\\_h28.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20170324koukengaikyoku_h28.pdf)

注2：家庭裁判所「後見制度において利用する信託の概要」

[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/H25sintaku.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/H25sintaku.pdf)

注3：最高裁判所事務総局家庭局「後見制度支援信託の利用状況等について－平成28年1月～12月－」

[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/20170425sintakugaiyou\\_h28.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20170425sintakugaiyou_h28.pdf)

### 1. 成年後見、保佐、補助の区分

成年後見制度とは、精神上の障害によって判断能力の不十分な者を保護するための制度です。認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者、事故で脳を損傷したり脳を患ったりして精神上の障害がある者でも、通常の生活が送れるように（ノーマライゼーション）、本人の意思を尊重しながら残された能力を活用し（自己決定の尊重）、本人の生活、医療、介護、福祉など身の回りの事柄にも目を配りながら本人の保護・支援をする（身上配慮）、これが成年後見の理念となっています。

成年後見には、法定後見と任意後見があります。法定後見には、精神上の障害の程度に応じて、次ページ表のとおり、「成年後見」「保佐」「補助」の3つの制度があります。いずれの制度においても、保護者は本人の意思を尊重し、その心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない責務を負っています。

	成年後見	保 佐	補 助
対象者の判断能力	精神上の障害により判断能力を欠く <u>常況</u> にある者	精神上の障害により判断能力が著しく <u>不十分な者</u>	精神上の障害により判断能力が <u>不十分な者</u>
申立権者	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官や市区町村長（65歳以上の者、知的障害者や精神障害者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるとき） 任意後見制度が登記されているときは任意後見受任者、任意後見人や任意後見監督人		
本人の同意	不要	不要	必要
本人の法律行為に対する同意権と取消権	日用品の購入など日常生活に関する行為を除いて、本人の法律行為は、本人または成年後見人が取り消すことができる。	民法13条1項所定の行為(注1)をするには保佐人の同意を得なければならない。同意を得ないでした行為は、本人または保佐人が取り消すことができる。	民法13条1項所定の行為(注1)のうち、家庭裁判所が定める特定の行為をするには補助人の同意を得なければならない。同意を得ないでした行為は、本人または補助人が取り消すことができる。
保護者の代理権	成年後見人は成年被後見人の財産に関する法律行為について代理権を有する。	申立の範囲内で、家庭裁判所が被保佐人の特定の法律行為について代理権を付与する(注2)。	同左
名称	本人 保護者 監督人	成年被後見人 成年後見人 成年後見監督人	被保佐人 保佐人 保佐監督人

注1：元本の領収または利用、借財や保証、不動産その他重要な財産の売買、相続の承認もしくは放棄、遺産分割、贈与や贈与の申込の拒絶、遺贈の放棄、長期の賃貸借、新築、改築、増築など。

注2：家庭裁判所が本人以外の者の申立によって代理権付与の審判をするには、本人の同意がなければならない。

## 2. 任意後見制度

任意後見制度とは、自分が精神上の障害によって事理弁識能力が不十分な状況になったときに備えて、信頼できる人や法人に、自己の生活、療養看護や財産管理に関する事務をあらかじめ委託し、そのための代理権を与えようとするものです。将来、認知症になったときなどに信頼できる人や法人に身の回りの世話や財産管理を依頼し、代理権を付与する委任契約で、法務省で定める様式の公正証書によって締結します。本人たる委任者が事理弁識能力の不十分な状況になったとき、本人、配偶者、4親等内の親族や任意後見契約の受任者（任意後見受任者）の申立により、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することによって、その効力が発生し、受任者は任意後見人となり任意後見が開始します。

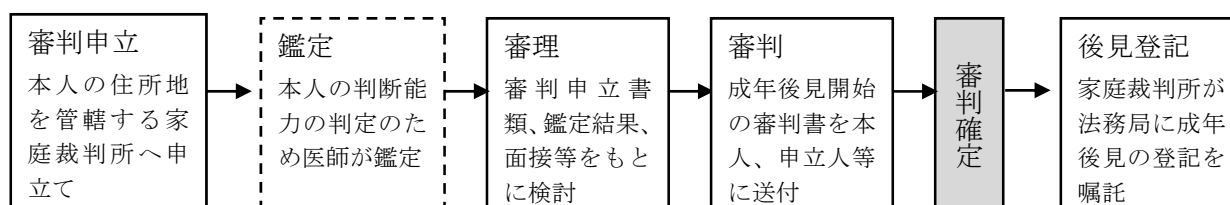
効力発生後は、任意後見監督人の監督下で、任意後見人が任意後見契約の定めに従って、後見事務を行います。

## 3. 成年後見人選任の手続き

成年後見の申立権者は、前ページに記載した者のほかに、保佐人、保佐監督人や補助人、補助監督人が認められています。申立時に必要な主な書類をリストアップすると次ページ表のようになります。

申立書類	申立書、申立事情説明書、親族関係図、本人の財産目録およびその資料（不動産登記簿謄本、預貯金および有価証券の残高がわかる書類（通帳の写し、残高証明書等）など）、本人の収支状況報告書やその資料（領収書の写しなど）、後見人候補者事情説明書
本人の書類	戸籍謄本、住民票（または戸籍附票）、後見登記されていないことの証明書、本人の診断書（家庭裁判所が定める様式のもの）
後見人候補者の書類	住民票（または戸籍附票、候補者が法人のときは当該法人の商業登記簿謄本）
申立人の書類	戸籍謄本など申立権を証する資料

費用は収入印紙 800 円、連絡用の郵便切手、登記手数料として収入印紙 2,600 円（当分の間、登記印紙も可能）が必要です。鑑定を行う場合は鑑定費用がかかります。平成 28 年版概況では、鑑定を実施したのは全体の約 10%程度で、費用は 5 万円以下が 62%、10 万円以下が 98%となっています。また、成年後見関係の終局事件の審理期間は 2 カ月以内が 77%、4 カ月以内が 95%となっています。



## 4. 成年後見人と成年後見監督人

### [1] 成年後見人の職務

成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって本人を保護・支援することですが、その仕事は本人の財産管理や契約などに限られており、食事の世話や実際の介護などは成年後見人の仕事ではありません。成年後見人の主な職務は、次のとおりです。

- ・ 財産の調査および財産目録の作成
- ・ 不動産や預貯金など財産の管理や、財産管理に関する法律行為についての代理
- ・ 医療、介護などのサービスや施設への入居などに関する契約の締結
- ・ 家庭裁判所の許可を得た上での居住用不動産の売却、賃貸、賃貸借解除、抵当権設定その他の処分
- ・ 家庭裁判所の嘱託に従って成年後見人に配達された本人宛郵便物の管理

なお、成年後見開始の審判が確定すると、成年後見人が本人の財産を管理し代理人となり、本人の法律行為は日常生活に関する行為を除いて取り消すことができますが、成年後見人の職務は本人の保護であり、資産の贈与や組み替えによる相続税対策を成年後見人が行うことは難しくなります。

### [2] 成年後見監督人の職務

- ・ 後見人の事務を監督すること

- ・後見人が欠けた場合、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること
- ・急迫の事情がある場合、必要な処分をすること
- ・後見人と被後見人との利益相反行為（注）について、後見人を代理すること

注：保護者と本人との利益が対立する行為、あるいは保護者が法人の場合にはその代表者と本人との利益が対立する行為を利益相反行為と言います。この場合、保護者は特別代理人の選任を請求しなければなりません。もっとも、監督人が選任されていれば利益相反行為は監督人が代理しますので、選任請求は不要です。

### [3] 報酬

成年後見人の報酬は、申立によって家庭裁判所が決定しますが、家庭裁判所では、専門職後見人について報酬額の目安を示しています。それによると、通常の後見事務の報酬（基本報酬）が月額2万円とされています。ただし、管理財産額1,000万円超5,000万円以下の場合の基本報酬は月額3万～4万円、5,000万円超では月額5万～6万円です。このほか、身上監護など特別困難な事情があった場合は、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬が付加され、訴訟や遺産分割調停など特別な行為をしたときは相当額の報酬が付加されます。成年後見監督人の基本報酬は、管理財産額5,000万円以下では月額1万～2万円、5,000万円超では月額2.5万～3万円です。

## 5. 成年後見制度の活用

### [1] 成年後見人等の選任の実情

平成28年版概況をみると、申立件数（表1）は成年後見開始の件数が最も多くなっています。申立の合計件数の推移はこの5年間ほぼ変化がありませんが、保佐開始が多少増加しています。

申立人と本人との関係別件数（表2）は本人の子が最も多く、次いで市区町村長で、配偶者の件数は多くありません。親族の申立件数は2万2,378件（65.0%）であり、これに本人を加えると2万6,742件（77.7%）となります。また、市区町村長の申立件数は対前年比8%増加しています。

保護者と本人との関係別件数（表3）をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹やその他親族が保護者に選任されたものが9,759件（28.1%）であり、親族以外の第三者が選任されたものが71.9%です。その内訳は、司法書士と弁護士が17,456件で50%を超えています

表1 申立件数（平成28年）

成年後見開始	26,836
保佐開始	5,325
補助開始	1,297
任意後見監督人選任	791
合計	34,249

表2 申立人と本人との関係別件数

本人	4,364
配偶者	1,868
親	1,756
子	10,023
兄弟姉妹	4,340
その他の親族	4,391
市区町村長	6,466
その他	1,221
合計	34,429

表3 保護者と本人との関係別件数

配偶者	821
親	718
子	5,273
兄弟姉妹	1,323
その他の親族	1,624
弁護士	8,048
司法書士	9,408
社会福祉士	3,990
その他	3,516
合計	34,721

このように、申立は本人の身近にいる親族によって行われることの多いことがわかります。申立にあたっては、保護者の候補者を提案することができ、親族の申立では身内の者を保護者として提案するのが一般的と思いますが、申立後の家庭裁判所では、第三者、それも半数は司法書士と弁護士が保護者として選任されています。

## [2] 第三者が成年後見人とされた場合

成年後見、保佐、補助のいずれの制度も、預貯金の解約、不動産処分、保険金の受取、遺産分割、建物の増改築、医療や介護の契約締結などのために代理人が必要となることが契機となって申立が行われるのが通常ですが、一度、成年後見などの審判がなされた以上は、その後も保護者は成年後見等の事務を継続して行わなければなりません。

ところで、親族以外の第三者が成年後見人に選任されることは、本人の財産管理のためには適切ですが、申立の契機となった目的が終了した後も成年後見人として本人の財産管理を継続して行いますので、本人やその親族との間に心理的対立が生じることもあります。第三者たる成年後見人と本人／親族との間においては、円滑な関係形成が求められます。

内容は2017年9月15日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701

<https://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/index.html>